

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち



# 令和7年度 新宿区職員募集案内（福祉）

新宿区 令和7年12月

## 1 職種・採用予定数等

採用区分	職種(職務名)	採用予定数	主な勤務先
II類	福祉(保育士・福祉・児童指導・ 保育教諭(※1))	18名程度	保育園・子ども園・子ども総合センター・ 子ども家庭支援センター・児童館等

※1 「保育教諭」は幼保連携型認定こども園に配属となった場合の職務名です。

## 2 採用予定日

令和8年4月1日

## 3 受験資格

年齢等	国籍を問わず、昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方(※) なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。 ※ 採用時点で20歳以上38歳未満であることが採用の年齢要件です。
資格・免許	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方、又は幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方 (令和8年3月31日までに資格取得・登録見込の方も受験することができます。ただし、令和8年3月31日までに資格取得・登録できないときは採用しません。)

※ 幼稚園教諭普通免許状を有している方は、「保育教諭」の選考(教特法第11条に基づく選考)を兼ねます。

※ 現に新宿区の職員である方は受験できません(教育公務員(「新宿区職員の職名に関する規則(昭和46年4月1日規則第21号)」で定める保育士の職務と「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」で定める保育教諭の職務を兼ねて従事する職員を除く)・会計年度任用職員・臨時の任用職員・育児休業代替任期付職員・非常勤職員を除く。)。

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません(以下の<参考>を参照)。

### <参考>【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 4 選考日程

### (1) 第1次選考

日 時	令和8年2月1日(日)	◆ 詳細は受験票に記載してお知らせします。
会 場	新宿区内施設	
選考方法	作文 『課題式(2題中1題選択解答) 60分 ／ 800字程度』 出題領域 保育・子ども・子育て支援に関すること	
結果発表	令和8年2月中旬(予定)	◆ 発表日等は第1次選考日にお知らせします。 ◆ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

### (2) 第2次選考(第1次選考合格者のみ対象)

日 時	令和8年2月下旬(予定)	◆ 詳細は第1次選考合格通知に記載してお知らせします。
会 場	新宿区役所	
選考方法	面接 『個別面接』	
結果発表	令和8年3月上旬(予定)	◆ 発表日等は第2次選考日にお知らせします。

## 5 受験手続

インターネット(LoGoフォーム)からお申込みください。

申込方法(手順)	(1)下記URLまたは二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。 (2)画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、下記申込期間内に送信してください。	
	<b>URL</b>	<b>二次元コード</b>
	<a href="https://logoform.jp/form/kubz/1373259">https://logoform.jp/form/kubz/1373259</a>	
	<p>※期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか確認してください。このメールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。</p>	

申込期間	令和7年12月26日(金)午前8時30分～令和8年1月21日(水)午後5時 【期間内受信有効】
------	--

## 6 受験票・履歴書の交付

申込締切後、メールで受験票と履歴書を送信します。メールの指示に従って、受験票と履歴書を印刷してください。印刷した受験票と履歴書は必要事項を記入し、試験日当日に持参してください。

また、メールが令和8年1月26日(月)までに届かない場合は、令和8年1月27日(火)正午までに問い合わせ先までご連絡ください。

※履歴書は必ず写真を貼り付けてください。

※保育士証を取得済みの方は保育士証の写しも試験日当日に持参してください。

## 7 主な勤務先（令和7年4月1日現在）

勤務先により職務名が変わります。

勤務先	職務名	勤務先概要
区立保育園	保育士	区職員が勤務する保育園は10園あります。全園で11時間開所、0歳児・障害児・延長保育を実施しています。
区立子ども園 (幼保連携型認定こども園を含む)	保育士 (保育教諭)	区職員が勤務する子ども園は10園あります。全園で11時間開所、0歳児・障害児・延長保育を実施しています。
子ども総合センター(発達支援)	福祉	心身に障害のある子ども、心身の発達に遅れのある子ども等に対して、通所による支援を行います。
子ども総合センター・ 子ども家庭支援センター(相談)	福祉	子どもと家庭にかかわる相談・支援、子育て支援サービスの調整、児童虐待への対応等を行います。
区立児童館等	児童指導	区内の児童(0～18歳未満)に健全な遊びを与え、その健康を増進し、あわせて情操を豊かにすることを目的とする施設です。区職員が勤務する施設は8か所(児童館3、子ども総合センター、子ども家庭支援センター4)あります。

※主な勤務先は、敷地内全面禁煙です。

## 8 勤務条件（令和7年4月1日現在）

勤務時間	・保育園及び 子ども園	… 午前7時15分から午後8時45分までの間で実働7時間45分
	・子ども総合センター及び 子ども家庭支援センター	… 午前8時30分から午後7時15分までの間で実働7時間45分
	・児童館	… 午前8時45分から午後6時15分までの間で実働7時間45分
それぞれの勤務先での勤務時間は休憩時間を除いて、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分です。		

休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園 … 日曜日及び4週間につき4日</li> <li>・子ども園 … 日曜日及び4週間につき4日</li> <li>・子ども総合センター … 1週間につき2日</li> <li>・子ども家庭支援センター … 日曜日及び1週間につき1日</li> <li>・児童館 … 土曜日及び日曜日</li> </ul> <p>上のほか、国民の祝日、年末年始が休日となります。</p>
休暇	1年(暦年)に20日(4月採用者は採用年には15日)の年次有給休暇があります。 そのほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
初任給	<p>地域手当を含めた給与月額は、<b>約255,600～303,400円</b>です。</p> <p>職務経験等がある場合は、その内容に応じて加算されます。</p> <p>また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。</p> <p>なお、採用前に給与改定が行われた場合はその定めるところによります。</p>

## 9 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合(東京都と23区の職員で構成)、特別区職員互助組合(23区の職員で構成)及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
特別区職員互助組合	団体契約保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、各種相談事業等を行っています。
新宿区職員互助会	職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。
その他	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

## 10 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、履歴書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

## 11 その他

採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

### 【問い合わせ先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係

☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通) (新宿区役所本庁舎3階) (土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)